

令和5年度第1回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和5年5月15日（月）

午後2時～午後3時45分

市役所2階204～206会議室

出席：井原会長、古久保副会長、加藤委員、宮崎委員、大栗委員、下地委員、田中委員、朝長委員、星野委員、及川委員、遠藤委員、河邊委員、今井委員

欠席：副田委員、白鳥委員、細川委員、鈴木委員、市川委員、野村委員

1 開会

障がい者福祉課斎藤課長

2 委嘱状交付

3 あいさつ

井原会長あいさつ

4 委員および事務局紹介

（資料 1）

5 協議事項

（1）青梅市児童発達支援センター設置にかかる選定基準について

（資料 2）

青梅市の児童発達支援センターの開設に向けた検討について、今後相談支援部会を開催し、市の方向性について検討を始めることとしたい。

（主な質疑、意見等）

- ・相談支援部会の委員を軸に、教育関係、子ども関係、他部署の職員等も臨時の委員として協議に参加するという認識でよろしいか。
⇒多分野の関係者からも意見を伺いたい。
- ・どのようなスケジュール感で進めるか。

⇒まずは相談支援部会で、青梅市の社会資源や地域特性を踏まえた上で、市単独で事業を行うのか、圏域で実施するのか等、方向性やあり方について協議する。予算も想定していく必要があるので、10月には全体像をつかめるよう協議を進め、次回の協議会でお示ししたい。

- ・10月までに方針を決定するということであるが、時間的にかなりタイトではないか。令和6年スタートにはならないのか。

⇒令和6年4月から開始することは、ハード・ソフト共に容易ではないと認識している。民間への委託も視野に、まずは市としてのあり方・方向性を定めるため、相談支援部会を参集し協議する。

(2) 青梅市障害者計画等検討委員会委員の推薦について

(資料 3-1)

(資料 3-2)

自立支援協議会の所掌事務には、障害者計画の策定については含まれておらず、要綱に基づき検討委員会を設け策定を進めたい。については自立支援協議会委員の中から検討委員会委員を推薦したい。

(主な質疑、意見等)

- ・年末年始にかかるパブコメの実施期間について。通所の施設について年末年始は早期に休みに入り、想定期間では閲覧機会が減ってしまうのではないか。期間の前倒しや延長はできるか。

⇒パブコメは公共施設やホームページに設置・掲載し、閲覧期間は2週間以上と定められている。年末年始ではあるが規定より長めに設けている。

- ・障害者計画等検討委員会委員について立候補または推薦について。

⇒相互推薦により1名選出。拍手による出席委員の意向を確認し、協議会代表として検討委員に推薦。

6 報告事項

(1) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 4)

市内の虐待報告事案を説明

(主な質疑、意見等)

- ・調査継続となっている事案について、次回までには報告ができるか。
⇒複数の自治体と連携し調査にあたっている複雑な事案も含まれますが、いずれも調査が終了する予定。第2回に調査結果を報告します。

(2) 青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例にかかる

パブリック・コメントの実施結果について (資料 5)

3名の市民から御意見を頂きました。市の考えを示し、青梅市のホームページで公開。今後、分かりやすいパンフレット等を作成する。

(主な質疑、意見等)

- ・ここに示されたパブリック・コメントの結果は、頂いたご意見に対し、メールで何度かやり取りした後の結果を記載したものか。
⇒パブリック・コメントでいただいた御意見には個別回答しない旨、あらかじめ説明してある。資料については意見を要約したものを提示。

(3) その他

令和5年度青梅市福祉施設等物価高騰支援給付金について

口頭説明のみ。国の地方創成臨時交付金が充てられるので昨年同様、給付金として交付できる予定。昨年度は上半期・下半期でしたが、今年度は年間を想定している。

7 その他

(1) 協議会の開催日程について (資料 6)

第2回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和5年8月23日(水) 午後2時～午後4時

青梅市役所2階 201・202会議室

オンライン併用開催予定

以 上

4月		ジャパン総研	事務局	5月		ジャパン総研	事務局	6月		ジャパン総研	事務局	7月		ジャパン総研	事務局	
1	土			1	月	進捗状況評価の 進め方については、 シートの内容を含 め、3課の状況 を踏まえ、改めて調 整させていただきます。	調査票印刷・封緘・ 発送	1	木	進捗評価シ ートの配布		1	土			
2	日			2	火				2		金		2	日		
3	月			3	祝				3		土		3	月	報告書ご確認	
4	火			4	祝				4		日		4	火	アンケート含めた課題分析	
5	水			5	祝				5		月	進捗評価とりまとめ	5	水		
6	木			6	土				6		火	↓ 集計	6	木		
7	金			7	日				7		水		7	金		
8	土			8	月	進捗評価シート案の作成		8	木			8	土			
9	日			9	火	統計データの整理		9	金			9	日			
10	月			10	水			10	土			10	月	報告書調整期間		
11	火			11	木			11	日			11	火			
12	水			12	金			12	月	速報値提出		12	水			
13	木			13	土			13	火	報告書作成		13	木			
14	金			14	日			14	水			14	金	報告書内容確定		
15	土			15	月			15	木			15	土			
16	日			16	火			16	金			16	日			
17	月			17	水			17	土			17	祝			
18	火			18	木			18	日			18	火	報告書最終校正		
19	水			19	金			19	月			19	水			
20	木		* 推進会議	20	土			20	火			20	木			
21	金			21	日			21	水			21	金	* 運営委員会		
22	土			22	月			22	木			22	土			
23	日			23	火			23	金			23	日			
24	月			24	水			24	土			24	月			
25	火			25	木	入力開始		25	日			25	火	修正		
26	水			26	金			26	月			26	水		最終確認	
27	木			27	土			27	火			27	木			
28	金			28	日			28	水			28	金		報告書納品	
29	土			29	月			29	木			29	土			
30	日			30	火			30	金	報告書初稿提出		30	日			
				31	水							31	月	★推進会議資料確定		

8月		ジャパン総研	事務局	9月		ジャパン総研	事務局	10月		ジャパン総研	事務局	11月		ジャパン総研	事務局
1	火			1	金			1	日			1	水		
2	水			2	土			2	月			2	木		
3	木			3	日			3	火			3	祝		
4	金			4	月			4	水			4	土		
5	土			5	火			5	木			5	日		
6	日				水			6	金		*運営委員会	6	月		
7	月		*推進会議	7	木			7	土			7	火		
8	火	素案作成		8	金			8	日			8	水		
9	水			9	土			9	祝			9	木		
10	木			10	日			10	火			10	金		
11	祝			11	月			11	水			11	土		
12	土			12	火			12	木			12	日		
13	日			13	水			13	金			13	月		
14	月			14	木			14	土			14	火		
15	火			15	金			15	日			15	水		
16	水			16	土			16	月			16	木		
17	木			17	日			17	火			17	金		
18	金			18	祝			18	水			18	土		
19	土			19	火			19	木			19	日		
20	日			20	水			20	金			20	月		*運営委員会
21	月			21	木			21	土			21	火		
22	火			22	金			22	日			22	水		
23	水		★自立支援協	23	土			23	月			23	祝		
24	木		*介護策定部会	24	日			24	火			24	金		★推進会議資料確定
25	金			25	月			25	水			25	土		
26	土			26	火			26	木		*介護策定部会	26	日		
27	日			27	水			27	金			27	月		
28	月			28	木			28	土			28	火		
29	火			29	金			29	日			29	水		
30	水			30	土			30	月			30	木		
31	木							31	火						

12月			ジャパン総研	事務局	1月			ジャパン総研	事務局	2月			ジャパン総研	事務局	3月			ジャパン総研	事務局
1	金			* 推進会議	1	月				1	木			* 運営委員会	1	金			
2	土				2	火				2	金			★ 自立支援協	2	土			
3	日				3	水				3	土				3	日			
4	月				4	木				4	日				4	月			
5	火				5	金				5	月				5	火			
6	水				6	土				6	火				6	水			
7	木				7	日				7	水				7	木			
8	金				8	祝				8	木				8	金			
9	土				9	火				9	金				9	土			
10	日				10	水				10	土				10	日			
11	月			★ 自立支援協	11	木				11	日				11	月			
12	火				12	金				12	祝				12	火			
13	水				13	土				13	火				13	水			
14	木	計画書編集開始			14	日				14	水				14	木			
15	金	パブリックコメント実施目途			15	月				15	木				15	金			
16	土				16	火				16	金				16	土			
17	日				17	水				17	土				17	日			
18	月				18	木				18	日				18	月			
19	火				19	金				19	月				19	火			
20	水				20	土				20	火				20	祝			
21	木			* 介護策定部会	21	日				21	水			* 推進会議	21	木			
22	金				22	月				22	木				22	金			
23	土				23	火				23	祝				23	土			
24	日				24	水				24	土				24	日			
25	月				25	木				25	日				25	月			
26	火				26	金				26	月				26	火			
27	水				27	土				27	火				27	水			
28	木				28	日				28	水				28	木			
29	金				29	月				29	木				29	金			
30	土				30	火									30	土			
31	日				31	水									31	日			

青梅市障害者計画等検討委員会設置要綱（案）

1 設置

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定にもとづく第 6 期青梅市障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定にもとづく第 7 期青梅市障害福祉計画および児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定にもとづく第 3 期青梅市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 13 人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 障害当事者または家族の代表
- (4) 指定障害福祉サービス事業者の代表
- (5) 民生・児童委員の代表
- (6) 学校教育関係の代表
- (7) 自立支援協議会の代表

4 委員の任期

委員の任期は、第 8 項に規定する報告のあった日までとする。

5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

9 庶務

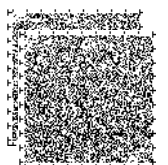
委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

11 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。



青梅市虐待防止条例（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集概要

実施期間 令和5年4月5日（水）から4月18日（火）まで

2 意見募集結果

郵 送	電子メール	ファクシミリ	直接持参
0 名	3 名	0 名	0 名

3 意見と市の考え方

	意見概要	市の考え方
1	本条例の虐待防止の対象は、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、また暴力は、配偶者からの暴力の防止に限られている条例なのに、名称が青梅市虐待・暴力の防止に関する条例になっているのは、わかりづらい。 一緒にしないで、虐待と配偶者暴力をそれぞれ分けて考えてはどうか。市民にわかりやすく、市民のためになる条例であってほしいと思います。	条例の名称がわかりにくいとの御意見についてであります。障害や児童、高齢の各虐待は関連する場合があること、また配偶者暴力についても、学識者等から条例に入れるべきとの御意見をいただきました。このため、青梅市では、各虐待と配偶者暴力を含めた包括的な条例とすることと御理解をいただきますようお願いいたします。
2	本条例について、制定の理念や方針の内容から、関連団体を含めて適切な運用が期待できるものなのか不安でなりません。 要望として、関連団体および機関の活動実績の公表、また関連団体が条例違反となる場合の明確な線引き、厳重なペナルティを与えることにより、一切の悪用を許さないよう切に願います。	虐待や暴力を防止するためには、社会全体での意識改革や取り組みが重要であると考えます。このため、本条例は、市・市民・関係団体・地域社会の責務を定め、一緒に虐待等の防止に取り組むことを目的とした条例といたしました。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3	条例案の内容が以下のような具体的な対策が定めてあると、市がちゃんと守ってくれる、と安心して過ごせます。 ・虐待や暴力を受けた人に対して支援をすることはもちろん、暴力や虐待が起きる前に養護者や配偶者が暴力に発展するまでに追い詰められてしまう状況を、未然に防ぐ仕組みをつくる。 ・市・地域の相談窓口の常駐設置、養護施設で働く方向けのカウンセリングなどのサポート体制の充実させる。相談窓口の周知には青梅市 LINE や HP、SNS などを活用する。 ・虐待、暴力を受ける可能性がある方に定期的に現況調査する。	各関係機関がそれぞれ各虐待や暴力の防止や相談・支援に努めております。啓発や広報につきましても、パンフレットや動画の作成、HP 等への掲載なども行っております。今後はさらに関係機関が連携し、周知や防止に取り組んでまいります。
---	---	--

令和5年度 青梅市障害者地域自立支援協議会 日程表

区分	候補日	会場	時間
第1回	2023年5月15日（月）	205・206会議室	午後2時～午後4時
第2回	2023年8月23日（水）	201・202会議室	午後2時～午後4時
第3回	2023年12月11日（月）	202・203会議室	午後2時～午後4時
第4回	2024年2月2日（金）	201・202会議室	午後2時～午後4時

＊この他に、各専門部会があります。